

議案第181号

渋川市伊香保温泉ビジターセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月28日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市伊香保温泉ビジターセンター条例の一部を改正する条例

渋川市伊香保温泉ビジターセンター条例（平成18年渋川市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地場産業の振興、市勢の伸展を図り、研修、集会及び市民や来市者の知識及び教養の向上を図り、併せて郷土の歴史と自然に興味を促し観光行政の発展に寄与するため」を「伊香保温泉の観光、歴史、文化等の情報を発信するため」に改める。

第10条を削り、第9条第1項第5号中「センター」を「会議室等」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「センター」を「会議室等」に改め、同条を第9条とする。

第7条を削り、第6条を第8条とする。

第5条第1項中「施設及び附属施設（以下「施設等」という。）」を「会議室及び研修室（以下「会議室等」という。）」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「センター」を「会議室等」に改め、同項第1号を次のように改める。

（1） 第5条第1項各号に該当する行為を行うおそれがあるとき。

第5条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、同条を第7条とする。

第4条の次に次の2条を加える。

（行為の禁止）

第5条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 許可なく物品の販売、募金その他これらに類する行為
- （2） 許可なく貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示する行為
- （3） センターの設置の目的に反する行為

(4) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為

(5) 施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を損壊し、又は滅失する行為

(6) その他センターの管理上支障のある行為

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する行為を行う者に対して、センターへの入館を拒否し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

（利用の禁止又は制限）

第6条 市長は、センターの損壊その他の理由により管理上支障があると認めるときは、センターの利用を禁止し、又は制限することができる。

第12条中「利用者が市民、市内団体等であるとき、又は必要」を「特別な理由」に改める。

第13条第2号中「センターの施設等」を「会議室等」に改める。

第14条第1項中「施設等」を「会議室等」に、「第9条」を「第10条」に改める。

第15条本文中「利用者又は入館者は、」を削り、「とき」を「者」に、「それによって生じた」を「その」に改める。

別表伊香保温泉資料館伊香保スケート資料室の項を削り、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 冷暖房設備を利用する場合は、使用料の1/2の額を加算する。
- 2 市外の者による利用、販売目的の利用又は入場料を徴収する利用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 3 市外の者とは、本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者又は本市に通学する者若しくは本市に事務所を有する法人若しくは本市に勤務する者以外の者をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

条例の評価・見直しの審査結果に基づく改正及びビクターセンター内における禁止行為などを整理するため、所要の改正をしようとするものである。

(2) (略)

(3) (略)

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 (略)

(特別の設備の制限)

第9条 利用者は、会議室等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第10条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 災害その他の事故により会議室等の利用ができなくなったとき。

(6) (略)

2 (略)

(使用料の減免)

第12条 市長は、特別な理由がある
と認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 (略)

(3) (略)

(4) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(5) (略)

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 (略)

(物品販売の禁止)

第7条 何人も、許可を受けずに、センター及び敷地内で来場者等を対象とした物品の販売その他これに類する販売行為をしてはならない。

(特別の設備の制限)

第8条 利用者は、センターを利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第9条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 災害その他の事故によりセンターの利用ができなくなったとき。

(6) (略)

2 (略)

(入館の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターへの入館を拒否し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれがある物品又は動物を携帯する者

(2) 感染症の疾病にかかっていると認められる者

(3) その他市長が管理上支障があると認める者

(使用料の減免)

第12条 市長は、利用者が市民、市内団体等であるとき、又は必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 (略)

(1) (略)

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、会議室等を利用することができないとき。

(原状回復)

第14条 利用者は、会議室等の利用を終了したときは、速やかに当該会議室等を原状に回復し、水道、電気、火気の点検及び戸締まりを完全に実施し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第10条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 (略)

(損害賠償)

第15条 _____故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、その_____損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表 (第11条関係)

区分	1時間	午前9時～午後1時	午後1時～5時	午後5時～9時
4階会議室 (大会議室)	1,040円	3,660円	3,660円	4,190円
4階会議室 (小会議室)	520円	1,830円	1,830円	2,090円
1階研修室	1,570円	4,190円	4,190円	6,280円

備考

(1) (略)

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターの施設等を利用することができないとき。

(原状回復)

第14条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、水道、電気、火気の点検及び戸締まりを完全に実施し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第9条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 (略)

(損害賠償)

第15条 利用者又は入館者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表 (第11条関係)

区分	1時間	午前9時～午後1時	午後1時～5時	午後5時～9時
4階会議室 (大会議室)	1,040円	3,660円	3,660円	4,190円
4階会議室 (小会議室)	520円	1,830円	1,830円	2,090円
1階研修室	1,570円	4,190円	4,190円	6,280円
伊香保温泉資料館 伊香保スケート資料室	観覧及び入室は、無料とする (入室は午後4時30分まで)。			閉館

備考

1 伊香保温泉資料館、伊香保スケート資料室の利用は、午後5時までとする。

- 1 冷暖房設備を利用する場合は、使用料の1/2の額を加算する。
- 2 市外の者による利用、販売目的の利用又は入場料を徴収する利用の場合は、使用料の2倍の額とする。
- 3 市外の者とは、本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者又は本市に通学する者若しくは本市に事務所を有する法人若しくは本市に勤務する者以外の者をいう。

- 2 冷暖房設備を利用する場合は、1.5倍の額とする_____。
- 3 市外の者による利用、販売目的の利用又は入場料を徴収する利用の場合は、_____2倍の額とする。
- 4 市外の者とは、本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者又は本市に通学する者若しくは本市に事務所を有する法人若しくは本市に勤務する者以外_____をいう。